

大分県における地域環境保全基金

大分県保健環境部公害規制課

1. はじめに

大分県では、快適で美しい豊の国をつくり、かけがえのない環境をよりよいものとして次の世代に引き継いでいくため、平成元年度から「大分県クリーンアップ作戦」のもと、全庁を上げてハード・ソフト両面から積極的に施策を展開している。なかでも、21世紀を目指して公害のない環境を実現し、豊かな自然と人との共生を図り、快適な環境を創造していくには、行政や事業者に加え、広く県民一人ひとりの取り組みが重要な鍵となることから、大分県地域環境保全基金の運用益金を活用して環境保全知識の普及や地域環境保全活動に対する支援等のソフトな施策を強力に推進している。

2. 大分県地域環境保全基金

- ①設置根拠 大分県地域環境保全基金条例
- ②設置年月日 平成2年3月22日
- ③基金の額 4億円

3. 地域環境保全推進事業基本方針

この基本方針は、基金の運用益金を活用して実施する地域環境保全推進事業の基本的方向を県民の環境保全に対する意識や期待を踏まえて定めたものであり、地域環境保全推進基盤の整備、地域環境保全知識の普及及び地域環境保全活動の支援の三つの柱で構成され

ている。

(1) 地域環境保全推進基盤の整備

地域環境保全推進事業を効率的かつ効果的に推進するための体制の整備を図るとともに、活動拠点を整備するほか、人材の育成に努める等基盤の整備を図ることとしている。

- ①推進体制の整備（財政基盤の整備、推進組織の整備、役割の分担）
- ②活動拠点の整備（環境情報センターの整備、環境情報コーナーの整備）
- ③人材の育成（環境アドバイザーの設置、環境保全活動リーダーの育成、体験型環境学習指導員の育成）

(2) 地域環境保全知識の普及

広く県民の環境に対する関心を高め、環境保全のための行動へと結びつけていくため、学校教育や社会教育の場での環境教育の推進を図るとともに、啓発行事の積極的な開催に努めるほか、マスメディアや各種の広報媒体、啓発用資材等の多角的な活用を図る等地域環境保全知識の普及に努めることとしている。

- ①環境教育の推進（環境教育用教材の整備、環境学習機会の増進、体験型環境学習の推進）
- ②啓発行事の開催（キャンペーン、シンポジウム等の開催）

③普及啓発の推進（テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの活用、啓発用資料、視聴覚教材等多様なメディアの活用、啓発用資材の活用）

(3) 地域環境保全活動の支援

市町村や民間団体、ボランティア団体等各種団体が地域の問題として積極的に取り組んでいる地域環境保全活動の一層の推進を図るため、これらの市町村や各種団体に対する助成方策について検討を進めるほか、表彰制度の充実を図るなど、支援体制の整備を図ることとしている。

①助成（地域環境保全活動に取り組む市町村や団体に対する支援策の検討と具体化）

②表彰（地域環境保全活動に取り組む団体や個人の表彰）

4. 事業実施状況

平成2年度～平成3年度の2か年間に実施した地域環境保全推進事業の概要は、次のとおりである。

(1) 地域環境保全推進基盤の整備

①推進体制の整備

ア. 推進組織の整備

地域環境を保全するための具体的な事業の実施方法等について検討を行うとともに、関係各課の事業間調整と事業全体の進行管理を行い、地域環境保全推進事業の積極的な展開を図るため、庁内関係各課長で構成するクリーンアップ作戦推進委員会を開催した。また、地域の特色を活かした環境保全施策の具体的な推進について審議検討するため、地域行

政関係機関連絡会議を開催した。

イ. 環境保全意識調査の実施

基本方針の策定及び施策構築の参考とするため、環境保全意識調査を実施し、県民の意識やニーズを把握した。

ウ. 基本方針の策定

クリーンアップ作戦推進委員会で審議検討を重ね、地域環境保全推進事業の推進に当たっての基本方針を策定した。

②活動拠点の整備

自ら学び、自ら行動する県民の学習拠点として、環境保全関係の図書、資料、映像情報、データベース、環境保全活動に係るノウハウ、人材情報等を保有し、環境相談や講師派遣等を通じて適切な環境情報を提供する環境情報コーナーや環境情報に関するセンター機能を有する環境情報センターの設置構想について検討した。

③人材の育成

広く県民、事業者等に環境保全知識を普及するため、講師派遣制度として環境アドバイザー制度を設置、環境アドバイザー研修会を開催して環境保全分野の有識者20人を委嘱した。

(2) 地域環境保全知識の普及

①環境教育の推進

ア. 環境教育用教材の整備

学校における環境教育の充実と次代を担う児童への環境保全知識の普及を図るため、教育部局と連携して環境教育の実践例や地域固有のデータを豊富に盛り込んだ教師用の環境教

育手引書を作成し、県下の小学校4～6年生担当教師全員に配布した。

イ. 環境学習機会の増進

社会教育の場における環境教育の促進を図るため、市町村や各種団体が実施する「環境教育講座」や工場・事業場等において実施される「企業内環境教育研修」等に環境アドバイザーを講師として延べ51回派遣するとともに、啓発資料を提供した。

ウ. 体験型環境学習の推進

次代を担う子供たちが身近な環境問題についての現実の体験や観察、調査活動などを通して自分と環境との関わりについて理解し、問題意識を深め、問題解決のための対策について考える体験型環境学習の機会を提供するため、青い地球の少年クラブ48団体を結成した。

②啓発行事の開催

ア. キャンペーン等の開催

生活排水対策をはじめとした身近な環境保全対策の実践を図るため、クリーンアップキャンペーン、水環境フォーラム、水環境サミット等県民参加型の啓発行事を開催した。

イ. 環境フェアの開催

環境に配慮したライフスタイルを提言し、地域環境の保全に向けての県民総行動の契機とするため、講演、シンポジウムを中心としたグローバル91豊の国エコロジートークと環境パネル展、環境保全型商品展等の行事を一堂に集めたエコロジープラザとで構成するおおい環境フェアを

開催した。

③普及啓発の推進

ア. マスメディアの活用

FMラジオ番組「サウンドスケープ・オン・ジ・アース」、ラジオスポット「生活排水」、テレビスポット「みんなでエコロジー」及び「ブルーシーおおい」を作成して放送したほか、県政広報誌、県政テレビ番組、電光ニュース、新聞等を活用して環境保全知識の普及に努めた。

イ. 啓発用資料等の活用

リーフレット、パンフレット、手引書、ポスター、パネル、ビデオソフト、啓発用資材等を作成したほか、既製のビデオソフト、16ミリ映画、図書等も購入し、これらを広く配布又は貸出しして啓発に努めた。

(3) 地域環境保全活動の支援

地域に根ざした環境保全活動の推進を図るため、生活排水対策をはじめとした地域環境保全対策に関する普及啓発事業や支援事業を行う市町村に対して、必要な経費の一部を補助する制度を設置し、15市町村に補助金を交付した。

(平成4年2月24日)